

公認コーチ資格講習会受講に関する誓約書

私は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、講習会に参加するにあたり、3 の事項を遵守することを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 公認コーチとして不適当な者

- 1.1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 1.2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 1.3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的なあるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 1.4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき
- 1.5 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会に非難されるべき関係を有しているとき

2 公認コーチとして不適当な行為をする者

- 2.1 暴力的な要求行為を行う者
- 2.2 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- 2.3 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- 2.4 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- 2.5 その他前各号に準ずる行為を行う者

3 講習会参加遵守事項

- 3.1 本事業の目的、応募条件、その他の方針について理解したうえで応募すること
- 3.2 受講者として講習会への参加が決定し受講料を納めた場合、受講者の都合で受講を辞退する場合は受講料の返金はないことを十分理解のうえ、応募すること
- 3.3 原則として実施される講習会全てに参加すること
- 3.4 本講習会における基準に従って判定された合否結果およびフィードバック内容に関して、異議を申し立てる場合は当該評価が開示された日の翌日から原則として 1 週間以内に連絡をすること
- 3.5 異議申し立てへの回答に対して、再度異議を申し立てることはできないこと
- 3.6 本講習会に関わる全ての関係者に対し、相手を尊重して接し、良好な人間関係を築くこと
- 3.7 本講習会で知り得た各種情報ならびに事業関係者の個人情報について、第三者に開示または漏洩しないこと
- 3.8 オンラインでの講習会参加によって発生する通信料や通話料は自己負担とすること
- 3.9 本講習会参加期間中に発生する交通費・宿泊費・食費は自己負担とすること
- 3.10 受講者は、講習会で使用するツール（テキスト、マニュアル、ワークシート、またオンラインツールを使用するために用いる情報〔ログイン ID、パスワード〕がある場合には、その情報も含む。以下「ツール等」という。）の管理、使用に責任を持つこと。また、ツール等の紛失・盗用・貸与等によって生じた損害について一切の責任を負うこと、及び、ツール等に関する全ての知的財産権が当協会に帰属していることを承知し権利を侵害しないことを約束すること

- 3.11 許可なく講義の録音・録画を行わないこと。またツール等を複製して第三者へ貸与・譲渡、および公開しないこと
- 3.11.1 ツール等の複製（データの加工等も含む）・転写・転載・改ざん・部分利用、ツール等の内容の一部又は全部を雑誌・書籍・テレビ・ラジオ・ホームページなどで紹介すること
- 3.11.2 ツール等の内容についてマスコミその他から取材を受ける行為若しくはツール等の内容を不特定又は多数人に告知すること
- 3.11.3 本講習会の受講により得た知識・技術・情報及び資料を営利目的で利用せず、第三者に対しても営利目的での使用を許可しないこと
- 3.12 その他前各号の禁止行為に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為をしないこと

以上

令和7年 月 日

氏名(自署) _____